

## ニッセイ日本勝ち組ファンド(3カ月決算型)

追加型投信 / 国内 / 株式



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

**ニッセイアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>



## ●委託会社の情報 (2023年10月末現在)

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金 100億円
設立年月日 1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額 9兆2,457億円

## ●商品分類等

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年4回	日本	ファミリー ファンド

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ <https://www.toushin.or.jp/>にてご確認ください。

- 本書により行う「ニッセイ日本勝ち組ファンド(3ヵ月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月5日に関東財務局長に提出しており、2024年1月6日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:勝ち組3)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

「ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡ」を通じて、実質的に国内の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

## ファンドの特色

1 主としてTOPIX(東証株価指数)の構成銘柄を対象として、各業界をリードする“勝ち組企業”の株式へ投資を行います。

### 「勝ち組企業」とは

●原則として下記を満たし、各業界をリードする有力企業を「勝ち組企業」として、投資候補銘柄とします。



#### 売上高No.1

業界内トップシェアを誇り、圧倒的な競争力をもつ企業



#### 安定した業績

トップ企業に相応しい好業績とその持続性をもった企業

### 勝ち組企業



#### 高い知名度

企業名、その商品名などの認知度が極めて高い企業



#### 成長性

中長期的に市場平均以上の成長が期待される企業

●TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。

2 組入銘柄数は原則として30銘柄とし、業種分散を図りながら銘柄選定を行います。

### 「勝ち組企業」に厳選投資

#### 組入銘柄群(約30銘柄)

業種分散を図りながら最終組入銘柄を決定

#### サブセクター代表銘柄(約90銘柄)

売上高No.1企業の業績動向、企業イメージ、サブセクターの成長性等を勘案し、サブセクター代表銘柄を選定

#### 売上高No.1企業(約130銘柄)

サブセクター(委託会社独自の業種小分類)毎に売上高No.1企業を抽出

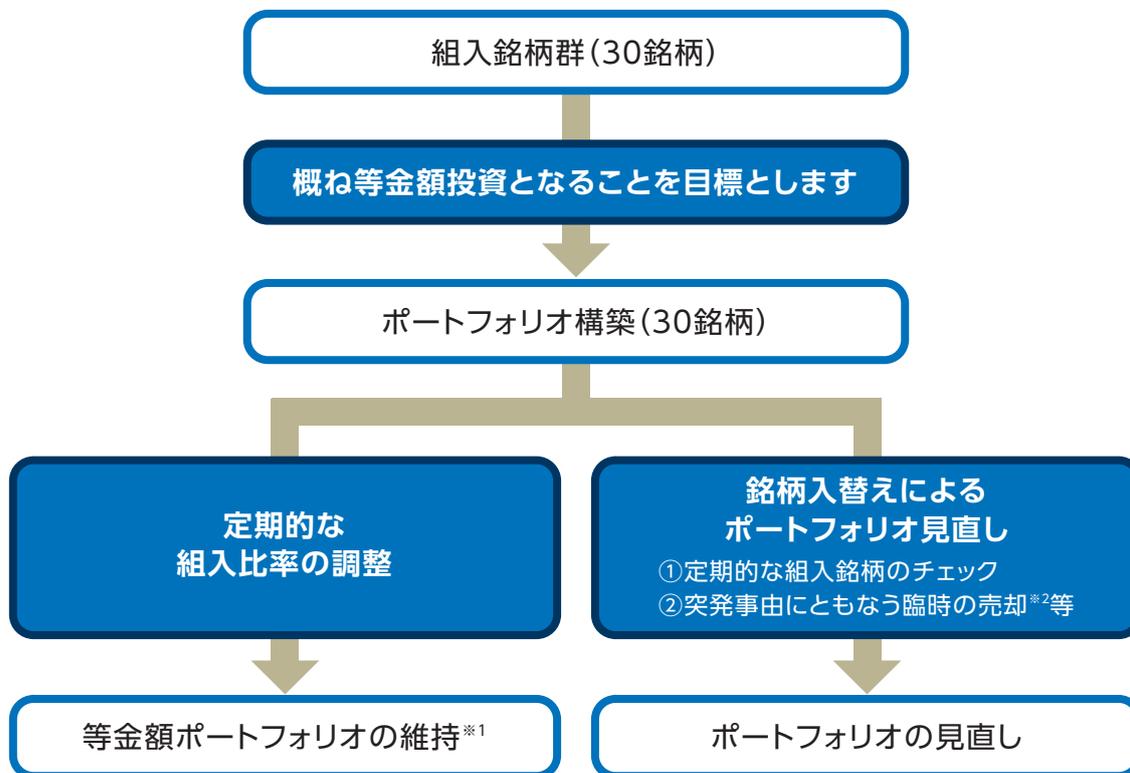
#### TOPIX構成銘柄(約2,200銘柄)

●売上高トップ企業が投資に適さない場合には、これに準ずる企業を候補銘柄とする場合があります。  
●上記運用プロセスの各段階における銘柄数は、経済情勢や企業業績動向などにより増減します。

**3**各銘柄への資産配分は、概ね等金額投資となることを目標とします。

- 短期的な銘柄の入替えは原則として行わず、定期的に組入銘柄の見直しを行うことで、投資方針の維持に努めます。

〈ポートフォリオ管理イメージ〉



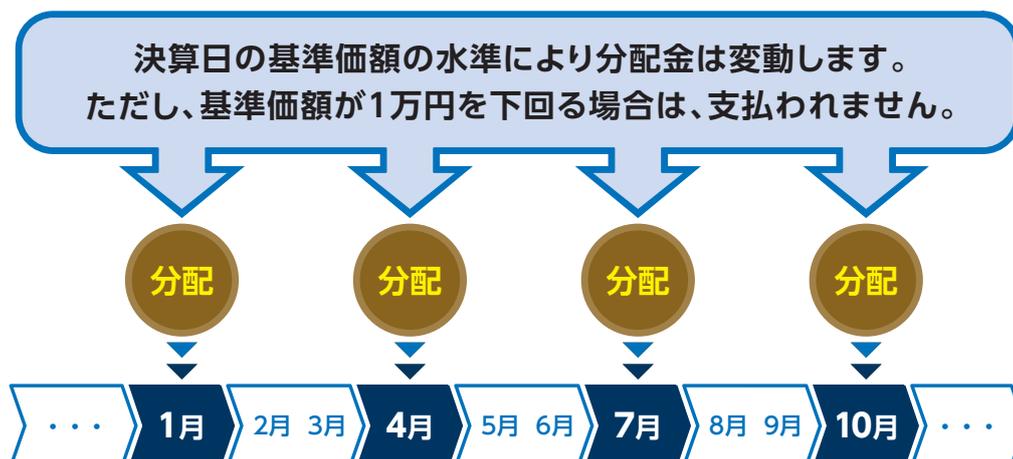
※1 組入銘柄の株価変動等にとまない等金額投資を維持できない場合があります。

※2 組入銘柄に関して、突発的な事象等により勝ち組企業の要件を満たさなくなったと判断した場合等には、その判断を行った時点で当該銘柄を売却し、銘柄入替えを行うことがあります。

**4**原則として、3ヵ月毎に決算を行い、分配金をお支払いすることをめざします。

- 基準価額が1万円を上回っている場合、1万円を超える部分の概ねすべてを分配する方針です。

〈分配金イメージ〉

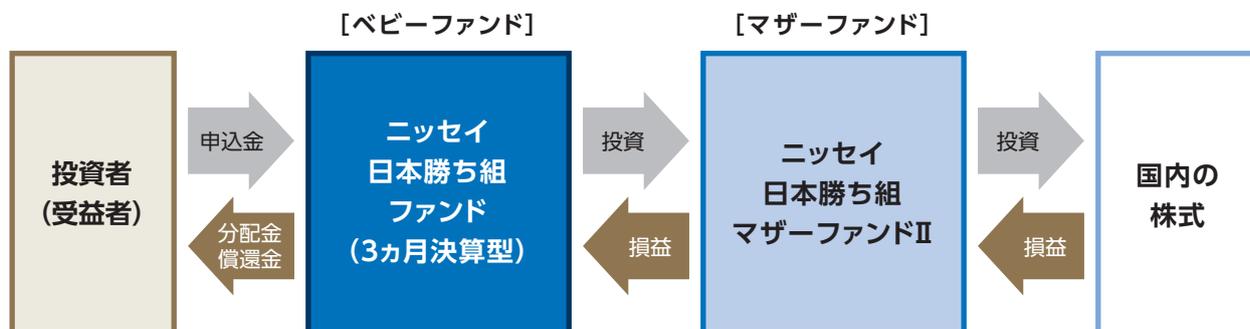


1 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

## 1. ファンドの目的・特色

### ●ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



❗ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

### ●主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には、制限を設けません。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資は行いません。

### ●収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

# 追加的記載事項

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

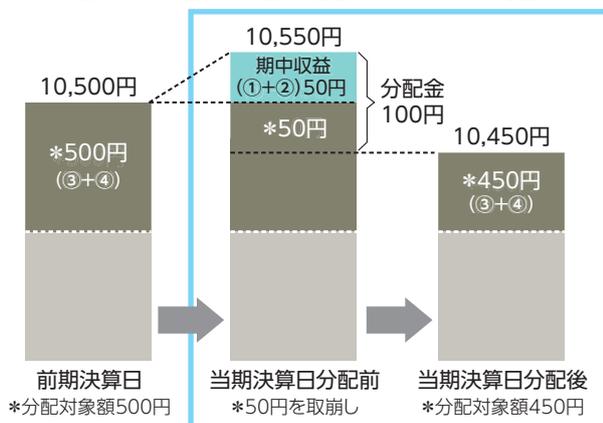
ファンドの信託財産

分配金

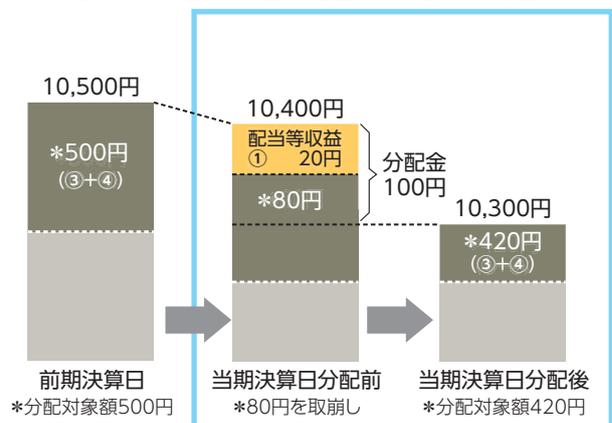
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

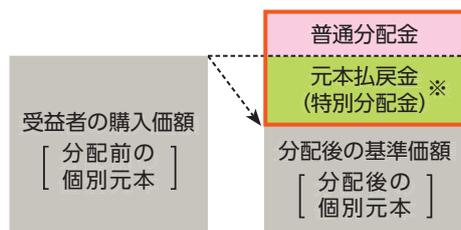
分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

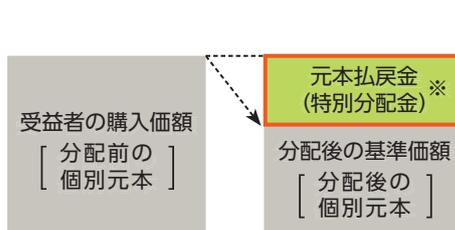
❗上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、後記「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 2.投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

#### ●主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

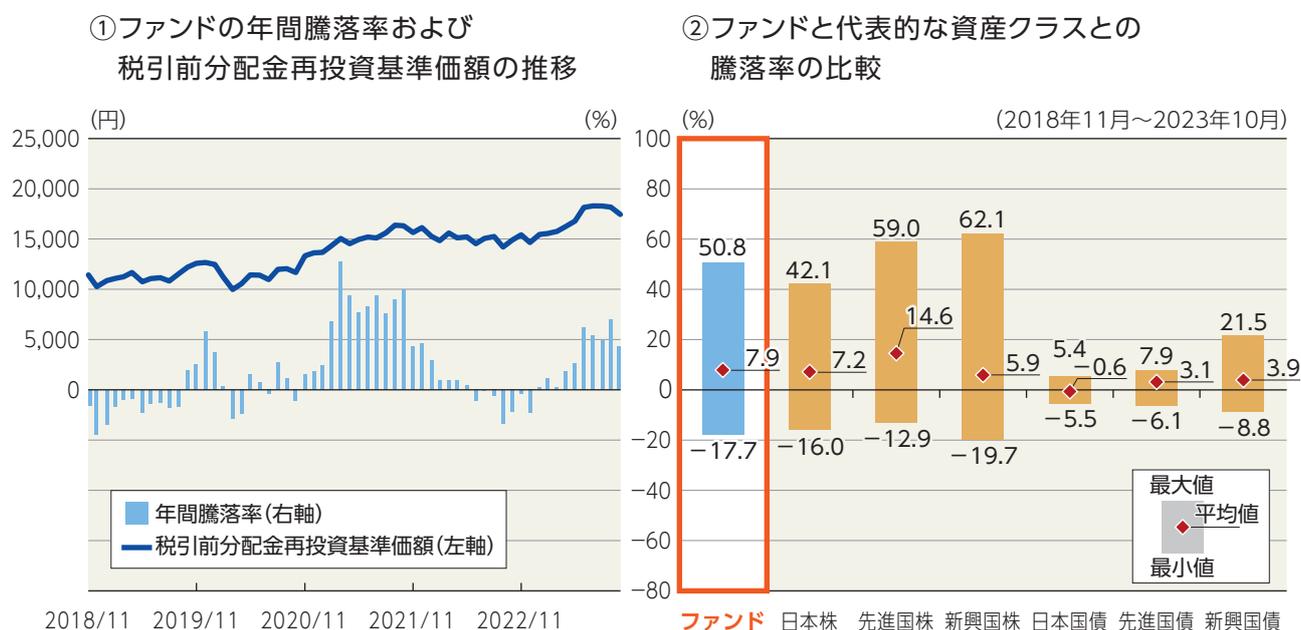
- ファンドは組入銘柄数を30銘柄程度に抑えた運用を行うため、各組入銘柄の株価の変動がファンドの基準価額へ与える影響は、銘柄数の多いファンドに比べて大きくなります。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

### リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

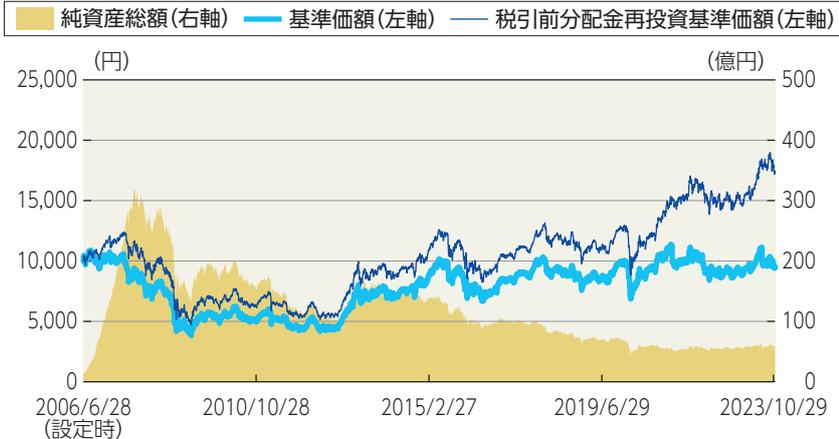
**!** 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

# 3.運用実績

2023年10月末現在

## ●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。  
 ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	9,528円
純資産総額	58億円

## ●分配の推移 1万円当り(税引前)

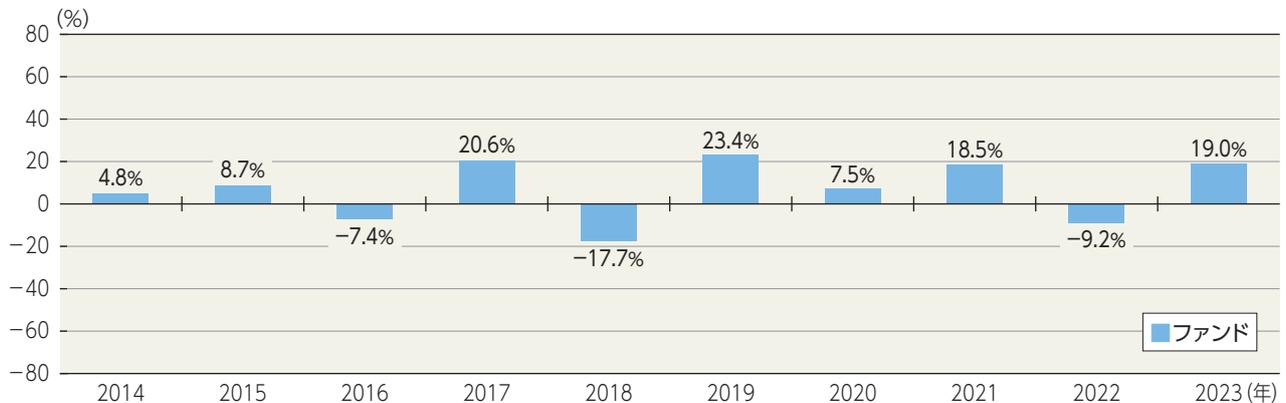
2022年10月	0円
2023年1月	0円
2023年4月	0円
2023年7月	1,080円
2023年10月	0円
直近1年間累計	1,080円
設定来累計	6,280円

## ●組入全30銘柄(マザーファンド、比率:対組入株式評価額比)

銘柄	サブセクター	比率
大和ハウス工業	住宅	3.6%
エクシオグループ	設備工事	3.6%
アサヒグループホールディングス	ビール・飲料	3.4%
味の素	調味料	3.3%
東レ	繊維・卸	3.2%
GMOペイメントゲートウェイ	フィンテック・金融サービス	2.5%
信越化学工業	電子材料	3.5%
積水化学工業	その他化学	3.3%
花王	トイレタリー	3.5%
リクルートホールディングス	人材流通・福利厚生	3.1%
SMC	機械部品	3.6%
小松製作所	建設機械	2.8%
ダイキン工業	業務機器	3.1%
日立製作所	産業エレクトロニクス	3.5%
バイカレント・コンサルティング	M&A・コンサル	2.7%

銘柄	サブセクター	比率
ニデック	モーター	2.7%
ソニーグループ	民生エレクトロニクス	3.6%
TDK	電子部品・センサー	3.7%
キーエンス	FA・制御	3.7%
デンソー	自動車部品	3.2%
トヨタ自動車	完成車	3.4%
東京エレクトロン	半導体製造装置	3.4%
三菱商事	総合商社	3.3%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	都銀・信託	3.4%
第一生命ホールディングス	生命保険	3.7%
東京海上ホールディングス	損害保険	3.4%
三井不動産	不動産・賃貸管理	3.5%
日本電信電話(NTT)	通信・ネットインフラ	3.6%
ニトリホールディングス	その他専門店	3.4%
ファーストリテイリング	衣料品・卸	3.4%

## ●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。  
 ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
 ・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入時	購入単位	各販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 ● 収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	1口単位あるいは1万口単位（販売会社によって異なります）
	換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
	購入の申込期間	2024年1月6日から2024年7月5日まで ● 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止することがあります。また、購入の場合は、既に受付けした申込みの受付けを取消すこともあります。
決算・分配	決算日	1・4・7・10月の各5日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ● 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

## お申込みメモ

その他	信託期間	無期限（設定日:2006年6月28日）
	繰上償還	受益権の口数が10億口を下回る事となった場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	5,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a> )に掲載します。
	運用報告書	委託会社は4・10月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用															
購入時	<p>購入時手数料</p> <p>購入申込受付日の基準価額に<b>2.75% (税抜2.5%)</b>を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。</p> <p>●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。</p> <p>▶ <b>購入時手数料</b>: 購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p>														
換金時	<p>信託財産留保額</p> <p>ありません。</p>														
投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
毎日	<p>運用管理費用 (信託報酬)</p> <p>ファンドの純資産総額に<b>年率1.1% (税抜1.0%)</b>をかけた額とし、ファンドからご負担いただけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>信託報酬率 (年率・税抜) の配分</th> <th>支払先</th> <th>年率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>委託会社</td> <td>0.45%</td> <td>ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.45%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.10%</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ <b>運用管理費用 (信託報酬)</b> = 保有期間中の日々の純資産総額 × 信託報酬率 (年率)</p> <p>・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。</p>	信託報酬率 (年率・税抜) の配分	支払先	年率	役務の内容		委託会社	0.45%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.45%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.10%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	信託報酬率 (年率・税抜) の配分	支払先	年率	役務の内容											
	委託会社	0.45%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価												
	販売会社	0.45%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価												
	受託会社	0.10%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
随時	<p>その他の費用・手数料</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただけます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p> <p>▶ <b>売買委託手数料</b>: 有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶ <b>信託事務の諸費用</b>: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶ <b>借入金の利息</b>: 受託会社等から一時的に資金を借入れた場合 (立替金も含む) に発生する利息</p>														
<p>▶ <b>監査費用</b>: 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用</p>															

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## 4. 手続・手数料等

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
- ・ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。
- ・詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書の提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)  
かんたんガイド  
[https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi\\_guide.pdf](https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf)



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに  
基づいた見やすいデザインの文字を  
採用しています。